

奈良県土地利用基本計画を平成二十九年三月三十一日に変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表します。

なお、変更した土地利用基本計画図は、省略し、奈良県地域振興部地域政策課、奈良市役所、天理市役所及び安堵町役場に備え置いて一般の閲覧に供します。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

変更した土地利用基本計画の要旨

奈良市、天理市及び安堵町の一部の農業地域の縮小並びに天理市の一部の森林地域の縮小